

厚木市公告

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和 8年 9月 30日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 競争入札に付する事項

件名、納品場所、調達概要及び納期等の案件別事項は、調達案件概要書に記載のとおりです。

2 競争入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを要します。この場合において、(1)イ及びサ以外の要件については、競争参加資格確認申請期限から落札決定までの間について、満たしていることを要します。

(1) 各物品調達に共通する事項

ア 当該物品調達案件に係る業種について厚木市の競争入札参加資格を有することを市長が認定した者又はその者の営業を継承していると認められる者であること。

イ 当該調達案件に係る入札説明書を入手した者であること。

ウ 入札金額に対応した内訳書を提出できる者であること。

エ 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止期間中の者でないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

ケ 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

コ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 案件別事項

調達案件概要書に記載のとおりです。

3 競争参加資格確認申請に係る書類の提出及び質問について

(1) 競争入札参加希望者は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、調達案件概要書に記載した期限までに、競争参加資格確認申請を行ってください。なお、申請の結果については、調達案件概要書に記載した期限までに、競争参加資格確認通知書により資格の有無を通知します。

(2) 電子入札システムによる競争参加資格確認申請の際に、資本関係又は人的関係申告書（以下「申告書」という。）を添付してください。申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず提出が必要です。詳細については、厚木市ホームページの「入札・契約」に掲載している「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」のとおりとします。

(3) 質問は、電子入札システムにより、調達案件概要書に記した期限までに行ってください。質問の回答も、電子入札システムに掲載します。

4 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者の苦情の申立て

- (1) 競争参加資格確認通知書により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して2日以内に電子入札システムを利用して説明を求めることができます。
- (2) (1)による説明要求に対しては、説明要求ができる期間の末日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより、苦情を申し立てることができます。
- (4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

5 入札書の提出等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより、調達案件概要書に記載した期限までに提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった金額（単価契約の場合は、見積もった単価に予定数量を乗じた総額をいう。）の110分の100（軽減税率適用対象品目に係る金額については、108分の100）に相当する金額を記載してください。**
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内で入札がない場合は、予定価格を事前公表したときを除き、電子入札システムにより通知の上、再度入札を1回行います。ただし、再度入札を行う場合において、1回目の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者については、再度入札に参加することは、できません。
- (4) 次に掲げる入札は、無効とします。
 - ア 競争入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争入札参加資格確認に必要な書類を提出しなかった者が行った入札
 - ウ 競争入札参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - エ 入札に関する条件に違反した入札
 - オ 契約締結前に当該入札に係る談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (5) 次に掲げる入札者は、当該入札について失格とします。
 - ア 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額により入札を行った入札者
 - イ 2回目の入札において、1回目の最低入札金額を超える入札を行った入札者
 - ウ 入札説明書に記載した参考規格と同等品であることの承認を得ないで入札を行った入札者
 - エ 8による書類を提出しない入札者

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除します。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している場合。なお、取扱いについては、厚木市ホームページの「入札・契約」に掲載している「契約保証金免除の取扱いについて」によることとします。
 - ウ 当該調達物品（印刷物を除く。）に係るメーカー、販売代理店等からの引受証明書を提出した場合

7 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）について競争入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に当該業者を落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効又は入札者を失格とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。さらに、その入札を無効又は入札者を失格とした場合は、順次、価格の低い入札者

から同様の審査をします。

- (2) 落札候補者が2者以上である場合は、電子入札システムによるくじ引きを行い、資格要件を確認後に落札者を決定します。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10（軽減税率適用対象品目に係る金額については、100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

8 落札候補者の提出書類

- (1) 開札後、落札候補者は、誓約書についてはメール又は契約検査課窓口を持参することにより、内訳書についてはファックス、メール又は契約検査課窓口を持参することにより、速やかに提出してください。なお、内訳書記載の単価については、小数点以下第2位までとします。
- (2) 落札候補者には、次に掲げる書類の提出を求めることがあります。
 - ア 製造・販売許可等の業種に係る資格を証明できる書類の写し
 - イ 厚木市の発注した案件を優先的に記載した契約実績
 - ウ 検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の実績を確認できる書類
 - エ その他指示する書類
- (3) 提出期限は、**保留通知日の翌開庁日12時まで**とします。提出期限までに提出されない場合には、当該落札候補者は失格となりますので注意してください。

9 入札が無効とされた落札候補者の苦情の申立て

- (1) 入札が無効とされた落札候補者は、落札者決定通知書を受領した日から起算して7日以内に苦情申立書を契約検査課に持参することにより説明を求めることができます。
- (2) (1)による説明要求に対しては、受理した日から起算して5日以内に回答します。
- (3) (2)による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して7日以内に再苦情申立書を契約検査課に持参することにより苦情を申し立てることができます。
- (4) (3)による再苦情申立てについては、厚木市契約制度等検討委員会が審議を行います。
- (5) 説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

10 その他

- (1) 契約書の作成を要します。この場合において、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失い、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱の対象となります。
- (4) 落札者が契約締結までに競争入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、当該落札は効力を失います。
- (5) 議決を要する契約の成立要件
厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条（予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係る契約）及び第3条（予定価格が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れに係る契約）の規定に該当する契約は、議会の議決を要します。この場合において、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく参加資格の制限又は厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。
- (6) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (7) 電子入札システムに障害が発生した場合は、入札を延期し、又は中止することがあります。
- (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、厚木市契約規則及び厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程の定めるところによります。